

会 議 録

名称	第3回世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議		
日時	平成 26 年 5 月 19 日(月)10:00～12:00	場所	奈良市役所北棟 6 階 第 21 会議室
出席者	アドバイザー (敬称略)	座長： 田辺征夫 アドバイザー： 小野健吉、斎藤英俊、増井正哉、宗田好史	
	オブザーバー	国土交通省：近畿地方整備局 奈良国道事務所 来田専門官(所長代理) 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所 大石所長	
	(事務局)	奈良県 文化振興課長、同課係長、同課調整員 奈良市 教育総務部長 文化財課長、同課課長補佐、同課係長、同課主任、同課係員	
	(関係部局)	奈良県関係部局 奈良市関係部局	
開催形態	公開(傍聴人無し)		
担当課	教育総務部文化財課		
<p>〔配布資料〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回 世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議 次第 ・世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議 アドバイザー名簿 ・第3回 世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議 座席表 ・第3回 世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議 資料 ・第2回 世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議 議事録 			

1. 開会

2. 議事

田辺座長の進行により、議事が進められた。

(1)【確認】第2回アドバイザー会議での主な意見と第3回アドバイザー会議の位置づけ

(2)【確認】包括的保存管理計画の対象について

(3)本資産の保存管理に係る課題について

(4)包括的保存管理の基本方針について

田辺座長 : 前回の会議では、基本的な問題を含めた幅広い議論を行った。本会議では、前回の会議で十分な議論がなされなかった部分を含め、再度現況と課題の確認を行い、次回より文案をもって議論が行えるようにする。まず、事務局より議事について説明をお願いします。

事務局 : (資料 1 第 2 回アドバイザー会議での主な意見と対応方針、資料 2 包括的保存管理計画の検討フローと策定までのスケジュール、資料 3 世界遺産「古都奈良の文化財」の顕著な普遍的価値と包括的保存管理の対象、資料 4 資産に影響を与える要因一覧、資料 5 今後の保存管理上の課題 / 方針、について説明)

田辺座長 : 資料 1 (第 2 回アドバイザー会議での主な意見と対応方針) は、文化庁の意見も踏まえているのか。

事務局 : そうである。

田辺座長 : 文化庁から、内部を含めた復原と外観のみの復原について意見があったとのことだが、その点についてもう一度ご説明頂きたい。

事務局 : 内部を含め全体を復原するものと、外観は復原するが内部は活用のために復原しないものとは区別すべきであるという意見であった。

小野アドバイザー : 例えば、平城宮跡の東院庭園の入口近くにある施設は、外観は奈良時代風だが、内部は現代的な展示空間である。我々はこれを復原建物と呼んでいない。遺跡における復原とは、内部を含め学術調査に基づいたものを指すと思う。

田辺座長 : ひとつの建物を復原する場合、外観は確実な根拠に基づいているが、内部は不確実である、というケースは無いのではないか。

小野アドバイザー : 大極殿の建物は厳正な復原だが、内部の高御座等は資料が不十分であるため一種の展示と説明している。

事務局 : もう一度説明をさせて頂く。平城宮跡のような遺跡における復原と、社寺境内においてみられるような、内部空間は復原せずに現代的な利活用に供する建物の整備は区別すべきであり、用語も使い分けるようにという意見であった。

宗田アドバイザー : 「復原」という言葉を使わない方が良い。宗教活動のために建設するものは「修景」と言えるのではないか。例えば、境内に建設するトイレ等は「修景」されたものである。

小野アドバイザー : 薬師寺の僧坊等は、遺構に基づき配置を決定しており、外観にも根拠はある。

宗田アドバイザー : 根拠があったとしても、それは「修景」であり「復原」ではない。ヴェニス憲章等で定義されている意味での「復原」を行っているとは説明するのは良くない。

斎藤アドバイザー : (建物の整備には) 3 段階あると思う。1 つ目は学術的根拠に基づきできる限り実物に近づけたもの、2 つ目は便益施設ではあるが周囲の景観に配慮したもの、そしてその間に、学術的な知見に基づいた外観とするが内部はそうしないものがある。

宗田アドバイザー：例えば、アムステルダム街並みの中に写真や図面が残っている建物を新築する場合は、ファサードを歴史的根拠に基づき「修景」として説明する。「復原」とは言わない。

増井アドバイザー：斎藤アドバイザーの意見にあったとおり、3段階の区別をし、最も学術的な根拠に基づいたものだけに「復原」という言葉を用いるのが分かりやすいと思う。

田辺座長：それ以外は「歴史的な外観」や「再現」等、表現を変える。

宗田アドバイザー：ヨーロッパの研究者は「復原」という言葉を嫌う。「復原」を「restoration」と訳さなければ良いのかもしれないが。

斎藤アドバイザー：日本語の「再建」も「reconstruction」と訳される。

増井アドバイザー：学術的に考証することも「復原」であるので、訳し分けることが重要ではないか。行為として建った建物について「復原」というときと、学術的考証を重ねることについて「復原」というときに、同じ用語を用いているのも分かりにくくなっている原因かもしれない。

斎藤アドバイザー：目的によっても異なる。遺跡の価値の理解に資するものなのか、便益施設であるが環境・景観を阻害しないようにしたものなのか。学術的な程度と目的を結び付けて考えてはどうか。

田辺座長：本アドバイザー会議での意見を踏まえ、事務局で具体的な文案を考えるように。

事務局：推薦書提出時から、平城宮跡における復原は「restoration」ではないことを前提に、あくまで「reconstruction」であり、遺跡の活用手段としてのフルサイズスケールモデルであると説明してきた。学術的な精度の違い、オーセンティシティの追及の度合いといった部分で区別することになると考えている。

宗田アドバイザー：欧州的な発想からすると、本物と見違えるようなものを建てるのが良くない、ということにポイントがある。そもそも、復原建物にはオーセンティシティは全く無い。例えばローマ遺跡における復原のように、当時の石が残っていれば材料としてのオーセンティシティがあると言える。しかし、先ほど事務局が説明をされたことはあくまで学術調査の結果であって、物理的なオーセンティシティではない。復原建物には材料、技術、道具のどれをとってもオーセンティシティは無く、あくまでフルサイズの模型・偽物である、というのがヴェニス憲章の大きな要素である。ヨーロッパの方々も、先ほどのような説明を聞くと確実に反論してくる。推薦書提出時はそのように説明をしたかもしれないが、慎重に考えた方がよい。あくまで展示施設であり、学術調査をしたうえでそのような「修景」を行ったというのが適切である。

田辺座長：誤解の生じないように英訳をする必要がある。

事務局：オーセンティシティが全くないとしてよいか。

宗田アドバイザー：遺跡そのものにオーセンティシティがあれば良い。

事務局：推薦書提出時は、技術、位置、セッティング等にはオーセンティシティが全くないわけではないとした。

宗田アドバイザー：位置はそうかもしれないが、建物にオーセンティシティがあるとは言えない。

斎藤アドバイザー：世界遺産の構成資産としてのオーセンティシティは無い。資産の価値の伝達や保存にとってどのような意味があるかを、きちんと言わなければならない。

事務局：価値の伝達手段として、極めて緻密な研究に基づき建物を再現したということ。

宗田アドバイザー：展示施設としては世界的に評価を受けるべきものである。それに「再建」や「復原」という言葉を用いるのが良くない。きちんと英文にする必要がある。また、例えば京都の平安神宮では、平安時代の建物が残っていると勘違いをする観光客が多くいる。

田辺座長：そのような観光客は多いだろう。完成した当初は一目で違っているとわかっていても、50年、100年と経過するうちに古色を帯びると、勘違いをされる方も出て来る。

宗田アドバイザー：ヨーロッパの方々はそのようなことに非常に神経質であるということに、日本においても奈良や京都などの古い場所では敏感になる必要があると感じている。

田辺座長：復原建物に資産としてのオーセンティシティがないことははっきりしている。価値の伝達手段としての厳密な研究結果に基づく復原と、便益施設・宗教施設に用いる復原的手法、修景のあり方とを区別し、どのように表現するかということである。3段階に分類するかを含めて検討をして頂きたい。

斎藤アドバイザー：資料1「2. 復原、整備について」の稲葉アドバイザーの意見①にもあるが、復原に関する日本の姿勢、理念、考え方について、例えば工法的な検討も行っていること、技術的な部分、無形的な部分を検討して再現することが他の奈良時代の建物の理解にも役立っており、単に形を再現しているだけではないことを説明した方が良い。

宗田アドバイザー：研究成果が展示されていることや、研究の精度については評価されている。

斎藤アドバイザー：復原をすることが技術の継承、遺産の理解に役立っていることは主張する方が良い。

田辺座長：次回、文案ができた段階で再度議論を行う。

宗田アドバイザー：緩衝地帯における市街化調整区域から市街化区域への変更についてだが、緩衝地帯を満足するためには既存の規制では足りない場合がある。京都の場合、登録後に京都市市街地景観整備条例を改正し、2007年には新景観政策を作ったが、それでも緩衝地帯として相応しくない建築計画が出てきて、法的根拠が無いため止めることができず、問題となっている。そこは市街化区域なので、建てるなどはいえない。緩衝地帯の法的保護として当てはめた規制の中では、現状に問題が無いとしても今後色々なことが起こってくる。緩衝地帯として相応しい十分な規制があるかを点検する必要がある、京都市では先程のような問題が出たので予算が付き総点検が始まっている。土地利用の規制がどこまでできるかが重要である。風致地区を基本とするのも結構だが、現在は緑被率が8割だとしても、建蔽率の上限3割まで建物が建ち緑被率が7割まで下がり得るとして、その1割が最も影響の大きい部分で削られた場合どのような影響があるか。このようなことを京都では点検する。市街化調整区域から市街化区域への変更は、推薦書に法的保護の根拠として書いていないから関係ないという問題とは本質的に異なると申し上げたい。奈良の場合は京都ほど開発圧力は無いと思うが、その点の理解が不足し、既存の法制度に抵触しなければ良いという誤解があったため、モノレールを作る話が出てきてしまった。25年前、アッジでも似たような議論が起こった。緩衝地帯と現行の法規制との間にあった不備が色々出てきている。イスタンブールでの歴史的景観の会議でも、ウィーン等あちこちで現行の法規制では規制できないものが建つことが問題となっている。せつかく包括的保存管理計画を作っても数年後に問題が起こっては困る。緩衝地帯の位置付けをきちんと議論して欲しい。

田辺座長：緩衝地帯には風致地区をあてている、ということではなく、緩衝地帯の位置付けを示す文言が必要ということになるか。

宗田アドバイザー：世界遺産上の緩衝地帯と実際の風致地区等の規制を照らし合わせたとき、緩衝地帯に色彩規制や高さ規制は必要ないのか、木を切らないだけでいいのか、ということはたくさんある。文化財保護法には緩衝地帯に当たる制度がないため、他の法律を応用してきたが、風致地区はあくまで自然を守るための制度であり、限界がある。

田辺座長：どのような表現をすべきか。

宗田アドバイザー：法的規制がないので、それを意識して、今後法整備を進める、という表現が良い。意識していることが大事である。

田辺座長：歴史的風土や風致を援用するのではなく、それを含めて緩衝地帯はこうあるべきだということを示し、それが担保されていない部分については法整備も含め整合性を図るように努力するということを包括的保存管理計画の中に入れられないか、というご意見である。

宗田アドバイザー：市街化調整区域なら心配ないが市街化区域なら緩衝地帯にふさわしくない建物が建つかも知れない。それを点検した上で、問題点を認識しており今後時間をかけて改善していく方向で

ある、と説明すればよい。

事務局 : 都市計画法等を援用していること、そこに穴があるのはご指摘の通りである。しかし、その穴埋めを文化財の視点から行うことは現状ではすぐには難しく、段階を踏む必要がある。まず現状を整理し、指針の段階においては、そこを意識した運用をどうしていくかが当面の課題になると思う。

宗田アドバイザー : まちづくり指導室の方にも会議に出席して頂いているのであるから、文化財課だけでなく、奈良市としての取り組みを示して頂ければよい。

田辺座長 : 指摘はよくわかるが、すぐに法整備できるわけではない。

斎藤アドバイザー : 現状のチェックは必要である。例えば、平城宮跡の周囲とそれ以外では緩衝地帯のあり方は違う。まずは相応しい色彩、高さ、ボリューム、構造、外観があり、そして現状の規制とどのように折り合えるかを確認する必要がある。

宗田アドバイザー : 資料4に緩衝地帯等の課題が整理されている。これに対して、現行の規制がどう効くか確認し、足りないところは都市計画行政にご協力を頂き今後整理をしていく。本計画を策定する段階では整っていないくても、今後、景観行政と協力をして時間をかけて解決していくことを示す。

事務局 : 不足している部分を分析し、認識すること、そして不足している部分を埋めるにはどうしていけばよいか、その方向性を示すことが当面できることと思う。

田辺座長 : そのためには部局間でもっと話を詰める必要がある。

宗田アドバイザー : 景観行政の幅を少し広げるだけで穴がうまるということもあり得る。

斎藤アドバイザー : 例えば、○ m²以上の開発については市長が協議をすることができるといったことでもよい。

宗田アドバイザー : ○ m²以上かは書いていないが、資料5の周辺環境の項には都市問題調整会議や開発事前協議の仕組みがあるとしている。

小野アドバイザー : 計画であるため、細かい数値を掲載しなくてもよいが、もう少し具体的な方向性、手法等は明確にする必要がある。

増井アドバイザー : 加えて、現在の協議の仕組みは機能しているか。機能していない部分もたくさんあるように思う。方向性を文章化することで、機能していない部分を有効に働かせる後押しができるような計画にしておくといい。

斎藤アドバイザー : 例えば、市長が判断するときの根拠となるようなものを作るとよい。

宗田アドバイザー : 「包括的保存管理計画」については各国で微妙に解釈が違う。ユネスコはガイドラインでモデルを示している。日本で包括的保存管理計画というと都市計画のように図面上にきっちり線が引かれた完成された計画をイメージするが、本来は保存と管理の内容を決めるものであるため、文章が書いてあれば良い。開発が申請されたらこのように対応します、といったアクション、プロセスが書かれていけばよい。その時にどうしてこうするのか、ということがわかる方針があれば良い。

田辺座長 : 以上の議論については、緩衝地帯と現行の規制との関係をデータとして押さえ、不十分な部分については前向きに改善を目指す文章とする。すぐに法的に対応はできなくても、市長の判断でどうするといった文言が入れられるかどうかも含めて検討いただきたい、というご指摘であった。

宗田アドバイザー : 景観法にも使える手段があるかもしれない。

田辺座長 : 資料4に資産に影響を与える要因、資料5にそれらを踏まえた今後の保存管理上の課題 / 方針が示されている。次回にある程度の計画素案を作ることを睨みながらご意見を頂きたい。

宗田アドバイザー : 資料4の建造物群の開発圧力のところに、「維持管理を超える境内の整備」とあるが、

京都の下賀茂神社のように境内に新たに結婚式場を作りたいという話が出た時にどのようにするかが難しい。結婚式は宗教行事であり、規制されると神社が成り立たない等と言われることもあるかもしれない。

小野アドバイザー：下賀茂神社の事例は、文化財保護法の現状変更の規制をもって対応できるものである。国内法で規制できる範囲である。

田辺座長：影響を与える要因として他に考えられることはあるか。

斎藤アドバイザー：インターベンションには、復原も含めプラスとなるものもある。また、車が押し寄せてくるとか、大気の汚染とかも建物に影響を与える。もう少し色々としミュレーションした方が良い。

田辺座長：プラスの要素は書いた方が良い。

増井アドバイザー：便益施設とか高齢者向きの施設等を検証する仕組みの再確認も必要。

田辺座長：平城宮跡においては、地下遺構の問題だけでなく景観の問題も議論している。

小野アドバイザー：景観への配慮は全てに当てはまると思う。

田辺座長：樹木の問題もある。植えたものが大きくなりすぎているものもある。

小野アドバイザー：それは維持管理で対応できる。

宗田アドバイザー：平城宮跡から見る山並みには眺望景観の規制はかかっているのか。

まちづくり指導室：境内地の中からの景観も当然管理する必要があるが、視点としては大池や平城宮跡から見た眺望景観を大事にしていきたいと考えている。資産の中でというよりも、市街地をいかにコントロールしていくかに重点を置いている。そのようなことも包括的保存管理計画に書いて頂きたい。

田辺座長：平城宮跡の価値は地下遺構にあるのは事実だが、平城宮跡の価値を伝達するためには周辺の景観も重要である。

宗田アドバイザー：大極殿の前に立った時に、奈良時代の人々が見た山並みがまだ残っていることも重要である。位置や高さまでこだわって復原したのは、大極殿の上からはこう見えたというのを復原したかったのであろう。そういう時に眺望景観の話になる。

増井アドバイザー：世界遺産の側で眺望景観を価値付けることで、現在奈良市が進めている眺望景観の後押しになると良い。

宗田アドバイザー：緩衝地帯に眺望の規制も加わることになる。緩衝地帯は近景なので高さを厳しくするか、その外側は歴史的環境調整区域が広がって世界遺産を守る体制を取っているなどとすれば、緩衝地帯としての対応が厚くなる。

小野アドバイザー：資産範囲外の眺望景観は資料4のうちの緩衝地帯の項にかかる内容であるが、資産本体の項には眺望景観だけでなく資産自体の外観についてももう少し書き込む必要がある。眺望景観については、視点場を設定し、その視点場からの眺望を確保することが望まれる。例えば第二次大極殿からの景観や、朱雀門を出たところにある二条大路から東を見た景観等が良い。

まちづくり指導室：奈良市の都市計画では、第二次大極殿の基壇上と大池の2点からの眺望に基づいて高さ規制をしているが、先ほど議論となったように抜け穴がある。それを文化財行政でカバーして大きな視点で記述頂けると景観行政としても有り難い。

宗田アドバイザー：世界遺産を守るためには歴史的な視点から眺望を捉えることも重要だと市民にも伝えて、景観行政と文化財行政で協力して取り組んで欲しい。条坊のプランと景観について考古の先生の意見も聴く方がよい。

小野アドバイザー：全ての資産について検討をしていく必要がある。

宗田アドバイザー：視点場の設定については、とすれば観光客が喜ぶものに偏りがちである。歴史的な視点での検討が必要である。

田辺座長：資料5が、今後文章化していく上でのベースになるだろうが、これでいいか。

宗田アドバイザー：法的保護区分図について、緩衝地帯と歴史的環境調整区域にかかっている規制だけを抜き出したものとなっているが、全ての情報を載せた図面に緩衝地帯等の範囲を示した方が分かりやすいと思う。登録時の表現はこれで良いが、今回の包括的保存管理計画では、緩衝地帯の外側まで守られていることがわかる図面の方が良い。

田辺座長：現在の規制が全て載った図をベースとすべきということである。

事務局：今回の資料は、風致地区の図面をベースとしたものであるため、風致地区と古都保存法関係は全て載っているが、それ以外は緩衝地帯と歴史的環境調整区域の部分だけ抜き出したものとなっている。推薦書には付属資料として、用途地域図をベースにした図も付けたが、非常に煩雑となるため、このような便宜的な図面も作成した。

宗田アドバイザー：また見せて頂きたい。

増井アドバイザー：計画を文章化していくにあたっては、第1回アドバイザー会議の資料に載っている目次に落とし込んでいくのか。

田辺座長：第1回アドバイザー会議の資料に目次が示されていたが、現在までに変更はあったか。

事務局：基本的に変更はない。

増井アドバイザー：求められている管理計画としては、このように資産と緩衝地帯を切り分けて課題等を整理するということが良いが、せっかくこのようにエリアごとの課題の整理を行ったのであれば、エリアごとにトータルにそのエリアの課題をまとめたアウトプットも作成し、行政及び地域住民が共有できるようにしてはどうか。何故かという、いくつかの資産を総合した視点に立った課題というのは、個別に課題に対応していく中ではなかなか意識されないことが多い。せっかくこのように包括的保存管理計画を作るのであれば、奈良県や奈良市が実施していることをそうした視点でチェックする機会と考えて、ユネスコに提出するものとは別に、まとまりのあるアウトプットがあるとよい。

田辺座長：それは良い考えである。

事務局：推薦時に緩衝地帯を設定する際も、点在する構成資産を一つの緩衝地帯で均一に包み込むことは難しいということがあり、緩衝地帯を3つに分けて設定した。根拠としている法的規制は3つに共通はするが、現実に抱えている問題はそれぞれ異なる。共通の法的規制がかかる中で、エリアごとにどのような課題を抱えているのかを書くことは可能である。

田辺座長：歴史的環境調整区域はどのような位置づけになっているのか。

事務局：本来は古都保存法と風致地区で全ての資産を囲みたかったが、春日山地区と平城宮跡地区の間の一部のエリアには古都保存法と風致地区がかかっていない。西ノ京地区と平城宮跡地区の間も途切れる。ここにも保全を担保する規制を探さねばということで用途地域や高度地区を用いた。3つのエリアを調整するという意味合いで調整区域という概念を用いた。この手法は京都でも用いられている。「古都京都の文化財」の構成資産を囲む緩衝地帯は限定的なものであり、その全てを包括するものとして巨大工作物規制区域を用い、歴史的環境調整区域と位置付けた。京都の場合は、緩衝地帯と歴史的環境調整区域との規制内容の差が大きい、奈良の場合はほぼ同じ規制がかかっており、一体的に保全されていると言える。

小野アドバイザー：歴史的環境調整区域は奈良市として決定して告示しているものなのか。

事務局：告示等はしていない。登録の際に概念的に位置付け、推薦書に記載をしたものである。

田辺座長：歴史的環境調整区域の位置づけについては広く市民に周知されているのか。

事務局 : 周知しているつもりである。本計画により、古都法、風致地区のエリアが世界遺産を守るために機能していることを再確認していただくことになると思う。

斎藤アドバイザー : 資料5の建造物群の課題をどのように書き込むか。特に宗教行為や復原については書きぶりが難しいと思う。

田辺座長 : 宗教活動に伴う境内整備については、何らかの配慮を求めるということになるであろう。

斎藤アドバイザー : そのように位置付けをしていくのだと思う。当然生きている資産であるため、建物の中では何を行おうと構わないが、どのような意図で行われるか、資産にどのような影響を与えるかは慎重に見るようにせねばならない。活用の内容が資産にどのような影響を与えるか。

小野アドバイザー : 社寺は生きている宗教施設であるため、宗教活動のための施設整備はある程度あつてしかるべきであるが、世界遺産としての枠組みの中から外れないように配慮するように、といった書きぶりとなるかと思う。ところで、資料3の包括的保存管理の対象について、建造物群の「イ 顕著な普遍的価値を表す諸要素」の「②保存活用のための施設等」に「展示施設、管理事務所、便所、休憩所、駐車場等」と細かい記述がされているが、「展示施設、管理施設、便益施設」という方が良い。

斎藤アドバイザー : モニタリングについて、資料には平城宮跡の地下水について書いてあるが、モニタリングは全ての資産について、緩衝地帯も含めて行わなければならない。保存管理体制に含まれるのか、個別の保存管理計画に含まれるのか、あるいは全体のモニタリングの方針もある。そうしたことを意識して書いて頂きたい。モニタリングがどのように保存管理に反映されるかについて書き込む必要がある。

田辺座長 : モニタリングの中身は遺産の種別により異なるが、平城宮跡だけ具体的に書いてある。

事務局 : モニタリングについては、毎年どんな変化があったかをまとめて文化庁に提出する国内のシステムがあり、それがユネスコに提出する定期報告を作成する資料となる。ユネスコのシステムを機能させるための国内のルールがあることは示す必要がある。平城宮跡の地下水のモニタリングは京奈和道との関連で記述している。

田辺座長 : 地下水のモニタリングは国道事務所が中心になって実施しているので、記述しておく方がよい。

斎藤アドバイザー : 加えて、自治体で具体的にどう問題に対応していくかということも示す方がよい。

小野アドバイザー : 建造物群、文化的景観、遺跡という分類は登録時の世界遺産の種別を踏襲としているということであったが、例えば東大寺の塔の復興計画や興福寺において現実に宗教施設として中金堂の復興が行われているようなことは、世界遺産としては非常に重要な項目と思う。どこに書くかはわからないが、言及しておく方がよい。

事務局 : 資料5の社寺境内の整備の在り方の基本方針のところに書くことになるかと考えている。個別の状況を念頭におきつつ全体の基本的な方針を本計画で示し、個々の具体的な事項については個別の整備計画、保存管理計画において示すことになるだろう。

斎藤アドバイザー : 学術的な委員会を設置して検討を行うことや、文化庁からの指導があることもどこかに書かねばならない。

田辺座長 : もう少し踏み込んだ表現とするように。資料5の周辺環境の項に個別案件である大和北道路の建設が出てくる。これがあるから平城宮跡の地下水のモニタリングも出てくるのだろうが、少し違和感がある。

事務局 : 書きぶりの問題ではあるが、本計画策定のきっかけとなったのは大和北道路の建設、そして平城宮跡における復元整備である。触れない訳にはいかないと考えている。

田辺座長 : 具体的な文案が出て来るとさらに様々な議論となると思うが。大きな方向としてはこれで良いか。国交省の方から何かご意見はないか。

国営飛鳥歴史公園事務所 : 個別の部分がどのような表現になるのか気になる。また、項目からある程度全体

の形は見てきたと思うが、全体のボリュームがまだイメージできない。

奈良国道事務所：大和北道路については、現在の計画に対する説明は既に終わっていると認識しているが、計画の変更や工事の進捗があれば報告することになるとは思っている。

斎藤アドバイザー：資料5について、建造物の修理の際の報告書や、史跡の発掘調査や史跡整備の報告書は日本が世界に誇れる成果である。記録を作ることが保存管理の大きな要素であり、しっかり行っていることは書いた方がよい。

小野アドバイザー：本計画策定後の話になると思うが、本計画を実効的なものとしていくためにも、概要版や区域版を作り、広く周知できるようにして頂きたい。

田辺座長：体制については、現在検討をして頂いていると思う。状況を説明して頂きたい。

事務局：体制については、今回資料が間に合わなかったが、まずは現状を整理し、その上で全体をどのように管理していくかを検討したい。他の事例では、協議会を設置し調整を行っているところもある。それらを参考にしていきたい。

小野アドバイザー：平城宮跡の管理団体は県であるため、保存管理計画の策定には県が大きな役割を担うことになる。

田辺座長：文案は県ともよく調整するように。

以上